

報告資料 1

平成 24, 25 年度 専門部会の開催状況について

1. 処遇困難事例等専門部会

【 所管事項 】

児童福祉施設への入所等の措置の決定及び解除等に関する事項

【開催状況】

(1) 平成 24 年度

① 開催回数 12 回 ② 諮問等件数 62 件

(件)

月	処遇困難事例					里親認定					F H 指定	自立援 助ホー ム指定	合計
	28条 申立	28条 更新	処遇 困難	その他	小計	養子	養育	親族	専門	小計			
4						1			1	2			2
5	3				3								3
6	1				1	1	1			2			3
7	1			1	2	1	4		1	6			8
9	5			4	9	3		1		4			13
10	1			1	2	3	1			4			6
11	1			1	2		1			1	1		4
12		1		2	3		3			3			6
1	1				1	1	1			2			3
2	1			2	3	2	2			4			7
3				2	2	2	1			3	2		7
計	14	1	0	13	28	14	14	1	2	31	3	0	62

※ F H・・・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

※ 7月は2回開催

※ 8月は開催なし

(2) 平成 25 年度（4～7月）

① 開催回数 4 回 ② 諮問等件数 22 件

(件)

月	処遇困難事例					里親認定					F H 指定	自立援 助ホー ム指定	合計
	28条 申立	28条 更新	処遇 困難	その他	小計	養子	養育	親族	専門	小計			
4	1			2	3	1			2	3			6
5	1			2	3	1				1	1		5
6				3	3	1		2		3	1		7
7						1	3			4			4
計	2	0	0	7	9	4	3	2	2	11	2		22

2. 母子寡婦福祉資金貸付専門部会

【 所管事項 】

母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する事項

【開催状況】

平成 24 年度，25 年度（8 月末現在）は審査の対象となる案件がなかったため，開催していない。

3. 権利擁護等専門部会

【 所管事項 】

児童虐待による死亡事例等の検証及び児童養護施設等入所児童の権利擁護に関する事項

【開催状況】

(1) 平成 24 年度

回	日程	内容
第 1 回	平成 24 年 4 月 18 日	・ 児童虐待死亡事例等検証 2 事例
第 2 回	平成 24 年 5 月 22 日	・ 被措置児童の権利擁護に関する報告 ・ 児童虐待死亡事例等検証 1 事例
第 3 回	平成 24 年 12 月 11 日	・ 児童虐待死亡事例等検証 2 事例
第 4 回	平成 25 年 2 月 8 日	・ 児童虐待死亡事例等検証 2 事例
第 5 回	平成 25 年 3 月 14 日	・ 児童虐待死亡事例等検証 2 事例

(2) 平成 25 年度

平成 25 年度（8 月末現在）は，開催していない。

【児童虐待による死亡事例等検証報告】

平成 25 年 6 月報告：平成 24 年 1 月 10 代 3 児傷害事例

平成 24 年 5 月 10 歳，9 歳，6 歳児死亡事例

報告書：別添

○検証の提言

- ・ 教職員の虐待発見・対応に係る専門性の向上
- ・ 医療機関職員の虐待発見・対応に係る専門性の向上
- ・ 困難を抱えているにもかかわらず行政へ援助を求めない親への対応強化
- ・ 就学後の要支援家庭への支援強化
- ・ 医療機関との連携強化
- ・ 自殺予防の取り組みの推進
- ・ 子ども向けの虐待防止に関する啓発及び相談窓口の周知

本報告書の利用にあたっては、プライバシー
に配慮した取扱いをお願いします。

児童虐待による重篤事例検証報告書

(平成24年1月 10代3児傷害事例)

平成25年6月

福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会

目 次

1	検証の目的	1
2	検証の方法	1
3	本事例の概要	1
4	家庭の状況	2
5	事例の経過（福岡市における関与）	2
6	関係機関の情報	4
7	裁判記録から判明したこと	5
8	その他の情報（新聞報道による）	5
9	調査による事実関係	5
10	本事例の分析	6
11	提言（今後の課題）	7
12	おわりに	8

（参考資料）

福岡市における検証体制

福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会 ・・・ 9

1 検証の目的

平成20年4月改正の「児童虐待の防止等に関する法律」により、国及び地方公共団体に、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証の責務が規定されている（第4条第5項）。

児童虐待死亡等事例を検証することにより、児童虐待の発生防止、早期発見、早期対処の体制等を充実、強化することを目的とする。

2 検証の方法

本市における検証組織として児童福祉審議会に「権利擁護等専門部会」を設置している。

「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日の厚生労働省局長通知、平成23年7月27日改正）に基づき、専門部会は、児童虐待死亡事例等（心中を含む）が発生した場合、事実の把握を行い、児童の視点に立って発生原因の分析等、検証を行い、必要な再発防止策を検討する。具体的には、事務局からの事例に関する情報提供とともに、必要に応じて関係者からヒアリング等を行い、情報の収集及び整理をもとに事実関係を明らかにし、発生原因の分析等を行う。さらに、分析結果に基づき、①スタッフ、組織などの体制面の課題 ②対応・支援のあり方など運営面の課題、等を明らかにし、再発防止に必要な提言を行う。

また、厚生労働省通知において、死亡に至らない事例であっても検証が必要と認められる事例については対象とするとされており、本事例は重篤な事例と認められるため検証するものである。

なお、本検証は、特定の組織や個人の責任の有無を追及するものではなく、また、プライバシー保護の観点から、会議は非公開とするが、審議の概要及び提言を含む報告書は市内各関係機関、国(厚生労働省)等に公表することとしている。

3 本事例の概要

平成24年1月11日に長女が母と継父とともに医療機関を受診し、入院した。けがは、右太ももに刃物による傷とその傷を継父が縫合したもの、右足甲に殺虫剤の噴射針を突き刺した傷と薬剤による化膿ほか。

1月17日に医療機関から区保健福祉センター保護課に情報提供があり、保護課が区保健福祉センター子育て支援課及びこども総合相談センターに虐待の疑いがあると通告。

2月3日に警察が継父を道路交通法違反で逮捕。長女を刃物で切り付けるなどして全治2か月の重傷を負わせたとして、2月15日に傷害容疑で逮捕。3月9日には、長女の手を電気を通して熱傷を負わせたとして傷害容疑で再逮捕となる。その後、次女及び三女に対する傷害容疑で再逮捕。

継父は「言うことを聞かなかったからやった」と供述した。

9月に福岡地方裁判所において傷害、道路交通法違反ほかについて継父に懲役17年の判決が言い渡された。弁護側が控訴したが、11月に控訴を取り下げ判決が確定した。

4 家庭の状況（年齢は事件発覚当時）

6人世帯

長女	10代	
次女	10代	
三女	10代	
四女		保育所
母	40代	有職
継父	36歳	無職

※ 母と継父は平成23年3月に婚姻。

5 事例の経過（福岡市における関与）

平成24年

- 1月9日（祝） 長女が母と継父とともにA医療機関（総合病院）を受診。
両親が「前日の夕方、殺虫剤の針が兄の右足甲に刺さり、気づかず父が押した」と説明。当直医が応急処置を行い、翌日、皮膚科を再受診するように指示した。
- 1月10日 長女が母と継父とともにB医療機関（整形外科クリニック）を受診。
両親が「殺虫剤の針が刺さった」と説明。手術が必要なため、他の医療機関を紹介しようとしたところ、両親の申し出で、C医療機関（総合病院）宛の紹介状を出す。
- 1月11日 長女が母と継父とともにC医療機関を受診し入院（平成24年2月6日まで入院）。
①右太ももに刃物による傷、継父が傷を縫合
②右足甲に殺虫剤の噴射針を突き刺した傷、薬剤による化膿
③右手甲に傷、皮膚が壊死、左手甲に刺し傷
- 1月17日 C医療機関が区保健福祉センター保護課に情報提供。
虐待通告ではなく、長女の退院後の見守りを依頼。
- 同日 保護課が区保健福祉センター子育て支援課に報告。
子育て支援課は虐待通告として受理。かつ、緊急性が高く重篤であることから、保護課からこども総合相談センターに直接連絡するよう指示。
- 同日 保護課が虐待の疑いがあるとして、こども総合相談センターに通告。
- 同日 こども総合相談センターがC医療機関に電話。
職員によると下記のとおり。
長女は①の傷は自傷と言い、詳しいことは話そうとしない。
継父は主治医に「③の傷は、自転車で通学しているときのけが」と説明。
保護課には退院後の見守りを依頼するために電話した。
こども総合相談センターが調査をしていることを家族が知ることは心配。
- 同日 こども総合相談センターがC医療機関に再度電話。
虐待の疑いがあると判断し、調査を行うこととしたと説明。
医療機関からこども総合相談センターに通告するよう要請した。
- 1月18日 区保健福祉センターが受理会議を実施。

- こども総合相談センターに送致することを決定。
- 同日 C医療機関が保護課に電話。
職員は家族とトラブルになることが心配と相談。
保護課は、こども総合相談センターの判断によると回答し、「入院要否意見書」に長女のけがの記述を行うことを助言した。
- 同日 C医療機関がこども総合相談センターに電話。
職員によると下記のとおり。
本日、「倫理委員会」で対応を協議した。
児童虐待の通告義務があることは承知しているが、家族との関係を考え、保護課の判断で通告したということをお願いしたい。
長女と継父の様子を見ると、長女に緊張や脅えはなく普通に会話している。
長女に心配や悩み事はないかと尋ねたり、臨床心理士のカウンセリングを勧めたりしたが、長女からは相談はあっていない。
自傷、虐待のいずれともいえない。
継父が病院の対応にクレームをつけたことがあるため、慎重に対応している。
- 1月19日～24日
こども総合相談センターが次女、三女、四女が通う各学校、保育所に電話。
子どもや保護者、家庭の様子を聴取。各学校、保育所とも虐待を疑うような心配なことはないとのこと。
- 1月23日 こども総合相談センターがC医療機関を訪問。
長女の外傷写真の提供を受ける。
当機関の前に2か所のA医療機関、B医療機関を受診したことを聞き取る。
C医療機関は、「退院後に調査をお願いしたい」とのこと。
- 1月25日 こども総合相談センターがA医療機関、B医療機関の担当医に電話。
受診時の状況を聴取。いずれも特に気になる様子はなかったとのこと。
- 同日 こども総合相談センターが、けがの写真を元に法医学所見を受ける。
①右太ももの傷、②右足甲の傷は、自傷とも他傷とも考えられるが、法医学的には判断できない。③右手甲の傷は、たばこによる火傷のあととも考えられる。
- 1月26日 こども総合相談センターが長女の学校を訪問。
長女は学校では特に問題はないとのこと。
- 1月27日 こども総合相談センターがC医療機関を訪問。
こども総合相談センターから、児童虐待の対応などについて説明し、調査のため、主治医との面談、長女との面接を要望したが、実現せず。
C医療機関から、長女の面接は退院時に行うことでどうかとの提案があり、こども総合相談センターは了解する。
その場合、親の承諾なく長女に会わせることで、親とのトラブルが懸念されるとの訴えがあったことから、長女との面接は、病院の許可なく立ち入り調査権で行うことが可能と、こども総合相談センターからC医療機関に伝える。
C医療機関から、退院の見込みは、早くても2月中旬又は2月末になるとの説明。
- 1月27日 こども総合相談センターが囑託医（児童精神科）の所見を受ける。
「自傷の場合、リストカットがエスカレートして太ももを傷つけることがあっ

たとしても、①右足太ももにいきなり大きな傷をつけるとは考えにくい。③右手甲の皮膚の欠損は、たばこの火傷だとしたら、深い火傷であり、耐えられない痛さであることから、自傷とは考えにくい」との所見。

- 1月31日 C医療機関からこども総合センターに電話。
今週中に退院の模様。退院時の長女との面接は、立ち入り調査で実施して欲しい。
- 同日 こども総合相談センターが警察に通報。
長女の傷は自傷の疑いもあったが、虐待の可能性が高く悪質と判断したため。
- 2月 1日 こども総合相談センターがC医療機関を訪問。
退院日が2月6日に決定したことを確認する。
- 2月 3日 警察が継父を道路交通法違反容疑で逮捕。
- 2月 5日 警察が次女、三女及び四女を身柄を伴い通告。
警察が次女及び三女の腕の熱傷を発見。こども総合相談センターが3人を一時保護。
- 2月 6日 警察が長女の退院とともに身柄を伴い通告。
こども総合相談センターが長女を一時保護。
- 2月15日 警察が長女に対する傷害容疑で継父を逮捕。
その後、次女及び三女に対する傷害容疑で再逮捕。

6 関係機関の情報（※事務局のヒアリングによる）

（1）A医療機関（担当医（外科）へヒアリング）

○受診の経緯

- ・1月9日（祝）に長女と母、継父が救急外来を受診。
- ・救急外来には、小児科医は入らないので、当番の外科医や内科医が子どものけがや疾患に対応している。
- ・前日の夕方に、父が殺虫剤の缶を持っていたところ、長女が噴射針を誤って足に刺し、それに気づかず父が噴射したとの説明であった。
- ・医師に限らず看護師など周りのスタッフも継父や長女の態度に違和感を持たなかった。

○虐待対応について

- ・これまで虐待対応はしたことがない。
- ・虐待を疑ったら通告するということは知っているが、間違っていたらどうしようという気持ちはある。

（2）C医療機関

○対応の経緯

- ・長女は大腿部の傷について自傷と言い張ったものの、自傷だとしても尋常ではないため、院内で協議した。その結果、本人が否定しても第三者機関へ相談する方がいいとなり、日頃からやりとりのある保護課へ連絡した。
- ・こども総合相談センター職員が長女に会いたいと言ったとき、「センター職員が長女に会うと継父に伝わり、自主退院してしまうおそれがある。病院にいる方が安全である。退院時に保護するのはかまわない」と話した。
- ・主治医はこども総合相談センター職員との面会の時間もとれないほど多忙な状態。そのた

め、他のスタッフが主治医と協議したうえでセンターとの連絡調整を行った。

・病院としては最大限のことをしたと思っている。

○虐待対応について

- ・虐待の疑いがあれば通告するとなっても、もし虐待ではなかった場合、名誉毀損と訴えられるのは病院である。
- ・病院が不安なく通報できるシステムができればいいと思う。

(3) 長女、次女、三女が通っていた各学校

- ・各学校において、長女、次女、三女とも欠席は少なく、学習意欲は高く、友人関係も良好であり、学校生活では特に問題はなかった。

7 裁判記録から判明したこと（被告人供述調書及び判決文から）

- ・被告人供述調書によると継父は子どもの頃に父から通電などの体罰を受けていた。自分もされてきたことなので、子どもたちに通電などしても死んでしまうとは思っていなかった。
- ・平成23年11月上旬頃から平成24年1月28日頃にかけて、継父は長女、次女及び三女に対して、熱傷、刺創、切創、皮膚潰瘍の傷害を負わせた。

8 その他の情報（新聞報道による）

- ・継父は、幼い頃母が家を出たため、父と祖母との3人暮らしであった。父から殴る、蹴るなどの虐待を受けて育った。
- ・継父は以前、同居女性の幼児2人を死亡させる事件を起こし、8年服役したことがある。

9 調査による事実関係

- (1) 長女、次女及び三女は、継父から継続して重篤な虐待を受けていたが、教師や祖父母など周囲の大人に相談することはなかった。また、子どもたちは明るく振る舞い、日常の様子に変化が見られず、周囲の人が虐待に気づくことはなかった。
- (2) 母は、継父が長女、次女及び三女を虐待していることを知っていたが、子どもたちを暴力から救うことはなかった。母は「継父はキレたらまったく別の人になってしまい口出しできなかった」とも「継父は一生懸命やっていた」とも言っている。
- (3) A医療機関及びB医療機関は、長女や継父が説明した「誤って殺虫剤の針を足に刺した」という受傷の経緯を不審に思わず、虐待に気づくことはなかった。
- (4) C医療機関は、長女の大腿部の傷を不審に思ったが、長女が自傷と言い張り、面会時には長女と継父の良好な関係が伺われたため、虐待の確信が得られなかった。しかしながら、自傷だとしても尋常でないと判断し、区保健福祉センター保護課に情報提供した。情報提供を受けた保護課は、虐待疑いとして区保健福祉センター子育て支援課及びこども総合相談セン

ターに通告した。

- (5) 通告を受けたこども総合相談センターは、C医療機関に対して長女の面接や主治医の面談を要請した。しかしながら、長女が自傷と言っていること、主治医の多忙、家族とのトラブルの危惧などを理由に、入院中に長女の面接や主治医の面談は実現しなかった。
- (6) こども総合相談センターは、警察に対して連携を依頼した。警察は継父を道路交通法違反で現行犯逮捕し、次女、三女及び四女を保護してこども総合相談センターに身柄付通告した。その後、警察は長女を退院時に保護し、こども総合相談センターに身柄付通告した。
- (7) 長女がC医療機関に入院中、継父は次女及び三女に対する身体的虐待を続けていた。こども総合相談センターは、次女及び三女を一時保護したときにその傷を確認し、傷は入院加療を必要とする重傷であることがわかった。

10 本事例の分析

- (1) 長女、次女及び三女は、外からの目が入りにくい家庭の中で、継父から日常的に虐待を受け続けていたが、継父に逆らうことができず、母からの助けもなかった。熱傷、刺し傷、切り傷、殺虫剤噴射などによる虐待は、入院加療を要するほどの重傷であったにもかかわらず、周囲の人に相談することもできない心理状態に至っていた。長女、次女及び三女の身体的及び精神的な苦痛は計り知れない。四女についても、姉たちが虐待を受け続けていた家庭での養育は不適切であるのは明らかである。
- (2) 長女、次女及び三女は、学校を休むことなく通学しており、明るく振る舞い、友人や教師との関係もよかったため、学校生活の場面において、教師をはじめ周囲の人たちが虐待に気づくような要因がみられなかった。また、中途からの子どもの養育には困難が伴うものであるため、ステップファミリー（再婚家族、中途養育家族）は虐待リスク要因の一つであるが、学校では母と継父の再婚について虐待リスクとの認識は持たなかった。
- (3) 10代の子どもが誤って自分の足に殺虫剤の噴射針を刺し、さらに継父が誤って薬剤を注入したという説明は、不自然であるとも考えられるが、長女が殺虫剤による傷のために受診した複数の医療機関では、受傷の経緯に不審を感じず、虐待を疑うことはなかった。
- (4) 長女が入院した医療機関では、大腿部の切り傷に気づき虐待を疑ったものの、本人が虐待を否定したため、通告をためらった。子どもが虐待を受けていることを認めないことはしばしば起きることであるが、医療機関は、子どもが虐待を否定する中でも虐待の疑いがあるということを、こども総合相談センターに通告することはなかった。当機関に限らず、多くの医療機関は、日頃から患者からの苦情対応に苦慮しており、トラブルの原因となることは避けたいという気持ちが働きがちであると考えられる。
- (5) こども総合相談センターは長女のけがについて虐待疑いとして調査することとし、医療機関に対して調査等への協力を求めた。こども総合相談センターと医療機関の複数の職員とのやりとりは行えたものの、主治医を中心とした協力には至らなかった。長女が入院している

間に、こども総合相談センターと医療機関が、長女や家族への対応方法や両機関の役割分担などについて協議して対応するなど、両機関の連携が実現していれば、早期に介入できる可能性があった。

- (6) 平成17年度にこども総合相談センターと福岡市医師会、九州大学病院、福岡大学病院、福岡市こども病院・感染症センター等が協議し、これら3病院を基幹病院とし、虐待が疑われる場合は一次医療機関から基幹病院へ連絡するとともに、こども総合相談センターに通告するという内容で、医療機関用「子ども虐待防止のためのマニュアル」を作成した。しかしながら、この通告の仕組みは医療機関に広く周知することができず定着していない。

11 提言（今後の課題）

本事例については、現時点で判明したことを踏まえ、福岡市に対して次のとおり予防的措置を含めた再発防止策を提言する。

- (1) 子ども向けの虐待防止に関する啓発及び相談窓口の周知

福岡市では、平成22年に子どもに関わる機関で構成する「福岡市子ども虐待防止活動推進委員会」が発足し、関係機関や市民に対して虐待防止の啓発をはじめ、さまざまな取り組みを行っている。それ以降、近隣・知人からの通告が増加しており、市民の虐待防止への関心は高まっていると考えられる。

しかしながら、子どもたちに向けた啓発は十分に行われていないのが現状である。

子どもたちが「虐待とはどんなことか」「虐待を受けたときはどのような対応をしたらよいか」「どこに相談したらよいか」などを知り、子どもたち自身が早期に相談できる環境を築くことが重要である。

市は、子どもたち自身が虐待に関する知識を身につけ、万が一虐待を受けたときは早期に相談できるように、子ども向けの広報物作成や虐待防止教育などの広報啓発を進められたい。

- (2) 教職員の虐待発見・対応に係る専門性の向上

今回、子どもたちの学校での様子は変化が見られず、教職員が虐待を発見することは難しかったと考えられる。

しかしながら、子どもからサインが出ていなくても重篤な虐待が起きている場合があり得ることなど虐待への理解を深めるとともに、子どもが気軽に相談しやすくするために、教職員対象の研修実施や、市及び区要保護児童支援地域協議会への参加を通して、教職員の虐待発見・対応の技能の向上を図ることは重要である。

児童虐待の防止等に関する法律第4条第2項において、地方公共団体は学校の教職員等の児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする定められている。

市教育委員会は、教職員に対する研修実施や要保護児童支援地域協議会へのより一層の参加を進め、教職員の虐待発見・対応の専門性の向上を図られたい。

- (3) 医療機関との連携強化及び医療機関職員の虐待発見・対応に係る専門性の向上

今回、長女が受診した複数の医療機関では、虐待の疑いを持たなかったり、本人が虐待を否定する状況で通告することの困難さを感じたりしていた。

児童虐待の防止等に関する法律第5条において、病院や医師は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。また、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないと定められている。

しかしながら、保護者や子どもが虐待を認めず判断に迷う場合や、医療機関が通告して保護者から攻撃を受けるおそれがある場合、あるいは結果的に虐待でなかったときに保護者対応が困難になることを懸念する場合などに、医療機関が虐待通告を躊躇することが考えられる。

平成17年度に福岡市で作られた医療機関から市へ通告する仕組みが現在、生かされていないため、今後、実効性のある仕組みを再構築し、機能させる必要がある。

そのため、地域の医療機関が、虐待の判断や保護者との接し方に迷った場合、虐待対応に精通する医療機関に相談や助言を受けられるような仕組みを作り、虐待の早期発見・早期対応につなげる体制を構築されたい。

また、医療機関は虐待を発見しやすい立場にあるため、小児科に限らずあらゆる診療科において、医師、看護師をはじめとする職員の虐待の発見・対応に関する技能の向上を図ることが重要である。

そのため、市は、医療機関と連携して、研修等により医療機関職員の虐待防止に関する専門性の向上を図るよう努められたい。

12 おわりに

福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会では、平成20年度以降に起きた児童虐待死亡事例（重篤事例を含む）について検証してきたが、この度、初めて小学生以上の子どもの傷害事例について検証を行った。

今回、子どもが虐待を受けていることを認めない中、医療機関は対応に苦慮し、こども総合相談センターも医療機関との連携に悩みながら対応しており、医療機関と行政がどのように連携して介入していくべきか難しさを実感した事例であった。

また、虐待を受けていることを周囲に告げることもできずに、虐待を受け続けた子どもたちの悲痛な思いは計り知れず、市は、子どもたちに適切なケアを提供して安全で安心できる生活が送られるよう努められたい。子どもたちの回復を心から願うものである。

(参考資料) 福岡市における検証体制

福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会

1 所管事項

(1) 児童虐待による死亡事例等の検証に関すること

死亡事例等が発生した場合に検証について市長からの諮問を受け、検証結果について答申を行う。

(2) 児童養護施設等入所児童の権利擁護に関すること

児童養護施設等における入所児童の権利擁護について、入所児童及び保護者等から寄せられた相談、通告に係る報告及び児童養護施設等の第三者評価の報告等を市から受け、必要に応じて専門的な意見を述べ、助言を行う。

2 委員名簿

(50音順)

安部 計彦	西南学院大学教授 (人間科学部社会福祉学科)
田中 里美	福岡県弁護士会代表 (平成24年7月まで)
杉原 知佳	福岡県弁護士会代表 (平成24年9月から)
○ 針塚 進	中村学園大学教授 (教育学部)
平田 伸子	帝京大学教授 (福岡医療技術学部)
森住 勝子	福岡市民生委員児童委員協議会副会長
山下 洋	九州大学病院特任講師 (精神科)

○ 部会長

3 審議経過

平成24年1月 10代3児傷害事例の検証

平成24年度第1回権利擁護等専門部会(平成24年4月18日)

(1) 事例概要の説明

平成24年度第3回権利擁護等専門部会(平成24年12月11日)

(1) 事実確認

(2) 検証協議

平成24年度第4回権利擁護等専門部会(平成25年2月8日)

(1) 事例概要補足説明

(2) 検証協議(事例の分析及び提言協議)

平成24年度第5回権利擁護等専門部会(平成25年3月14日)

(1) 提言協議

平成25年4月～5月

報告書のまとめ、最終確認

福岡市こども未来局こども部こども家庭課

〒810 -8620

福岡市中央区天神 1－8－1

TEL 092 -711 -4238（直通）

FAX 092 -733 -5534

E -mail:k katei.CB@city.fukuoka.lg.jp

本報告書の利用にあたっては、プライバシー
に配慮した取扱いをお願いします。

児童虐待による死亡事例等検証報告書

(平成24年5月 10歳、9歳、6歳児死亡事例)

平成25年6月

福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会

目 次

1	検証の目的	1
2	検証の方法	1
3	本事例の概要	1
4	家庭の状況	1
5	事例の経過（福岡市における関与）	2
6	関係機関の情報	4
7	調査による事実関係	5
8	本事例の分析	6
9	提言（今後の課題）	7

（参考資料）

福岡市における検証体制

福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会	9
---------------------	---

1 検証の目的

平成20年4月改正の「児童虐待の防止等に関する法律」により、国及び地方公共団体に、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証の責務が規定されている（第4条第5項）。

児童虐待死亡等事例を検証することにより、児童虐待の発生防止、早期発見、早期対処の体制等を充実、強化することを目的とする。

2 検証の方法

本市における検証組織として児童福祉審議会に「権利擁護等専門部会」を設置している。

「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日の厚生労働省局長通知、平成23年7月27日改正）に基づき、専門部会は、児童虐待死亡事例（心中を含む）等が発生した場合、事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等、検証を行い、必要な再発防止策を検討する。具体的には、事務局からの事例に関する情報提供とともに、必要に応じて関係者からヒアリング等を行い、情報の収集及び整理をもとに事実関係を明らかにし、発生原因の分析等を行う。さらに、分析結果に基づき、①スタッフ、組織などの体制面の課題 ②対応・支援のあり方など運営面の課題、等を明らかにし、再発防止に必要な提言を行う。

なお、本検証は、特定の組織や個人の責任の有無を追及するものではなく、また、プライバシー保護の観点から、会議は非公開とするが、審議の概要及び提言を含む報告書は市内各関係機関、国(厚生労働省)等に公表することとしている。

本事例は、母が死亡し、事件の原因などは明らかでないが、関係機関の情報及びヒアリングを通して収集できた情報をもとに検証を行った。

3 本事例の概要

平成24年5月22日午前11時50分頃、マンション駐車場に止められた車の中から、母と3人の子どもの遺体が見つかった。

同日、子どもたちが登校せず、連絡が取れないことから、小学校が母方祖母に連絡し、一緒に付近を捜したところ車内で亡くなっている4人を見つけた。

4人に目立った外傷はなく、車内から燃やされた練炭が複数見つかった。

その後、母は被疑者死亡のまま書類送検となった。

4 家庭の状況

4人世帯

母	28歳	
長女	10歳	小学校5年
長男	9歳	小学校4年
次女	6歳	小学校1年

※平成19年4月に市外から転入。父母は離婚。

5 事例の経過（福岡市における関与）

平成20年

12月2日 区保健福祉センター健康課が、次女の3歳児健診未受診のため、受診勧奨はがきを送付。

平成21年

4月9日 区保健福祉センター地域保健福祉課が、3歳児健診受診勧奨のため、家庭訪問するが不在。

4月27日 地域保健福祉課が再度家庭訪問するが不在。訪問した旨の手紙を郵便受けに入れた。

12月28日 地域保健福祉課が、次女が通う保育所に電話し、児の様子を聞き取り。
児の発育発達は特に問題なし。母が病気で入院したときなどは祖母が送迎させることあり。遅刻もあり、気をつけて様子を見守っている家庭。
母に会ったときに、何か相談があれば地域保健福祉課にと話しておくとのこと。

平成22年

1月29日 地域保健福祉課が、近隣宅の訪問にあわせて家庭訪問するが不在。
何か相談があればいつでも連絡するよう手紙を入れる。

3月25日 小学校が区保健福祉センター子育て支援課に電話。
母の体調が悪くずっと寝ている様子で、留守家庭子ども会に昼食を持たずに来ることがあり、子どもの世話ができていないか心配していると相談。

3月26日 子育て支援課が次女が通う保育所に電話。
母に精神疾患の診断書が出ている。
次女は欠席が多いが、欠席の連絡はなく、保育所から母に電話しても通じないことが多い。長女や長男が次女を送ってくることが多い。

同日 子育て支援課が小学校に電話。
学校が家庭訪問したが、母は今のところ積極的な相談意向はない様子。
子どもたちは、週末は父方実家に行っているとのこと。
子育て支援課から「養育が厳しければ、子どもショートステイなどの利用を母に勧めてもらいたい。また、子育て支援課は学校と同行訪問することも可能」と学校に伝えた。

4月20日 保育所が子育て支援課に電話。
母方祖母から保育所に電話があり、「母の体調が悪く、子どもの面倒を十分にみられない」との内容だった。
次女は、今日は長女の送りで登園してきたが、4月は2日間しか登園していない。
欠席連絡もなく、母への電話も通じず心配。

同日 子育て支援課が小学校と同行し、家庭訪問。母と玄関口で面談。
母によると体調が悪く次女の保育所送迎ができないため、送りは長女にさせていたが、迎えは大人でないと渡してくれないので、登園させなかったとのこと。
母方祖母、伯父夫婦、父やその母を頼っているが、日々の送迎までは頼めな

い。

子育て支援課から母に対して、家事や金銭面で困っていれば、生活保護や障がい福祉サービス、子の施設での預かりなどの制度があると案内するが、いずれも母は拒否。

次女の登園について、保育所への相談を勧めた。

同日 子育て支援課が保育所を訪問。

次女の送迎について保育所と調整。保育所は、母の体調が良くなるまで長女が次女を送迎することを了解。

4月26日 子育て支援課が保育所に電話。

4月20日は母が次女の迎えに来て、「子育て支援課から家庭訪問があった」と語り、次女の迎えについての相談があった。長女の送迎でよいと伝え、それ以降は、長女・長男の送迎で登園できている。

5月21日 区保健福祉センターが受理会議を実施。

小学校による見守り継続の方針とする。養育が困難であったり、福祉施策の説明等必要な場合は、小学校から母に子育て支援課を紹介してもらうこととする。

6月 7日 保育所が子育て支援課に電話。

長女によると、母が入院するかもしれないとのこと。母は今日保育所に相談に来ると言っていたが、まだ来所がない。

6月 9日 保育所が子育て支援課に電話。

昨日、母が保育所来所。母は病状が悪化し、主治医から入院を勧められているが、子どもたちがいるから入院できないとのこと。経済面に不安がある様子なので生活保護申請を勧めたが、受けたくないとの返事だった。

当面、次女の送迎は、長女・長男が送り、母が迎えに来ることとなった。

6月14日 小学校が子育て支援課に電話。

長女・長男が留守家庭子ども会を退会した。

6月24日 地域保健福祉課が小学校を訪問した際に、学校から情報提供。

スクールソーシャルワーカーが家庭訪問し、生活保護申請の話などを行っているが、母は拒否的である。

8月24日 母が児童扶養手当現況届のため、保健福祉センターを来所した際に、子育て支援課が母と面談。

母によると、次女は長女・長男が保育所に送り、母が迎えに行っている。お盆に子どもたちは母方祖母宅に泊まりに行ったとのこと。

子育て支援課が母に対して、家事について障がい福祉サービスの利用を勧めるが何とかやっているので必要ないとの返事。経済面についても生活保護は受給したくないと拒否的。

11月11日 小学校が子育て支援課に電話。

最近母の体調はよい様子との内容。

11月16日 子育て支援課が保育所に電話。

次女は、長女が保育所に送り、母が迎えに来ている。

平成23年

2月 8日 小学校が子育て支援課に電話。

母は体調がよくなり、安定してきているとの内容。

- 3月14日 子育て支援課においてフォロー管理会議を実施。
母の病状改善により生活状況は改善している。
母は、訪問をすると拒否もせず、会えば普通に話をする事ができる。
長女と長男は登校できている。
母方祖母や伯父夫婦、父やその母などの親族のサポートがある。
心配な状況があれば学校から連絡がある。
以上のことから、虐待相談としては終結とした。
- 9月13日 保育所が子育て支援課に電話。
母の診断書によると母は7月に自傷行為により救急搬送され、1か月半ほど入院との記載あり。母によると大量服薬したとのこと。
その間は父方祖父母が次女の送迎を行っていた。
- 同日 子育て支援課が小学校に電話。
長女・長男はきちんと登校している。しっかりした子どもたちなので、いろいろ家事を分担しているのかもしれないとのこと。

平成24年

- 5月 7日 母が学校に3児が欠席する旨を電話。
5月21日 3児が連絡なく学校を欠席。
5月22日 3児が連絡なく欠席したため、小学校が家庭訪問し、母と3児が亡くなっているのを発見。

6 関係機関の情報

- (1) こども総合相談センター
相談履歴なし

- (2) 小学校 (※事務局のヒアリングによる)

○出席状況

3児とも不登校の傾向は無し。

5月7日に母から3児とも欠席の連絡あり。21日は連絡無しで3児とも欠席。22日も連絡無しで欠席のため家庭訪問し、母子が亡くなっているのを発見した。

○学校生活に関すること

3児とも体格は標準範囲内。清潔であり、服装も普通である。3児とも真面目に学習に取り組んでいた。

○家庭や家族に関すること

母の体調が悪いときは母方祖母が家に来ていたようだ。

近いうちに父が3児を引き取るという話があったようだ。子どもたちだけで遠くまで歩いて父宅に会いに行ったと話していたことがある。

母は授業参観には来ないが、家庭訪問（ゴールデンウィーク前後に実施）では母の受け答えに問題はなく、特に気になることはなかった。

○この家庭について

ちょっと心配な家庭だが、登校している、身なりも清潔である、母方祖母や父のサポートがあるという理由で特に注意が必要な家庭とは考えていなかった。

(3) スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の関わり（※事務局のヒアリングによる）

平成２２年度からＳＳＷが当該小学校へ配置されている。中学校１校と小学校３校を担当しており、当該小学校へは週１回程度の訪問である。

現在のＳＳＷは２３年度から当該小学校を担当しており、当該家庭について区子育て支援課と情報交換を行っていたが、「ＳＳＷに家に来てもらいたいけど母がいやがる」と長女が言っていたため、家庭訪問したことはなかった。

５月１０日に長男が「お父さんに会えなくなった」と言っていたが、３人とも登校しており、事件の兆候などは感じなかった。

事件後に聞いた話では、５月１８日に３人が伯父の家に家出したがすぐに帰宅したとのこと。

(4) 保育所（※事務局のヒアリングによる）

○出席状況

次女は、母の体調が悪いときは長女・長男が送迎しており、長期欠席はなかった。ただし、長女・長男の夏休み期間は次女の欠席が多かった。

○健康や行動に関すること

次女の発育、発達状況は標準範囲内。健康状態は問題なし。身なりも気になることはなかった。

次女は友人や保育士と良好な関係。

○その他

母は内にためやすい性格で、周りに頼っていいのに真面目に頑張ってしまう、本当はきちんと子どもの世話をしたいのにできないと追いつめてしまうようなタイプ。

保育士が話しかけて聞くと母は話してくれたが、自分から話をするタイプではない。

(5) 母が入院した医療機関（※主治医に対する事務局のヒアリングによる）

平成２３年７月に母が自傷により救急外来を受診し、約１か月半入院。退院後、一度も受診なし。

保健所等の行政への情報提供については、当時、子どもへの虐待はなく、心中するリスクは感じられなかった。サポートする人がいたので、行政につなぐ必要性は感じなかった。

児童虐待の疑いがあれば、患者本人の同意を得ずに行政に情報提供しても法的に問題がないとしても、万が一情報提供したことが患者に伝わってしまうと、以後受診しなくなったり、医師が攻撃対象になってしまうことなどが懸念される。

7 調査による事実関係

(1) 区保健福祉センター健康課は、次女が３歳児健診未受診のため、受診勧奨はがきを送付したが、その後も受診はなかった。地域保健福祉課は未受診の情報を受けて、家庭訪問したものの母に会えなかったため、次女が通う保育所に次女の状況を確認した。

(2) 小学校は、母が体調を悪くしているため、子どもたちの養育を十分にできないことを心配し、区保健福祉センター子育て支援課に相談した。子育て支援課は小学校と同行して家庭訪問し、母と面談した。その際、母に対して家事や経済面の支援制度の利用について勧めたが、

母は承諾しなかった。また、子育て支援課は、次女が保育所に通えるよう、長女・長男が次女を送迎することについて保育所と調整し、その後、次女の欠席は減少した。

- (3) 子育て支援課、小学校及び保育所は、母に対して家事援助や生活保護など支援施策の利用を複数回勧めたが、母は拒否的であったため、支援の導入に至らなかった。
- (4) 区保健福祉センター受理会議において小学校の見守り継続とし、子育て支援課と小学校及び保育所は家庭の状況について情報交換を行っていた。平成23年3月の子育て支援課のフォロー管理会議において、母の体調がよくなり生活状況が改善していること、母は訪問拒否はしないこと、子どもたちが学校や保育所に登校・登園していること、親族のサポートがあることから、虐待相談としては終結となった。
- (5) その後、保育所から母の自傷による入院の情報を聞いた子育て支援課は、学校に子どもの登校状況や様子を尋ね、子どもたちは学校を休まず登校していることを確認した。子育て支援課は、母が受診した医療機関に情報確認することを検討したが、子どもへの虐待が起きていない状況で母の病状に関する情報を医療機関から教えてもらうことは困難だろうと考えた。
- (6) 子どもたちは母を助けながら順調に学校生活を送っていた。学校は、母の精神状態は心配であるが、子どもたちはほとんど欠席なく登校しており、発育・発達も問題なく、親族のサポートもあるので、少し心配な家庭だが、特別に注意が必要とまでは考えていなかった。

8 本事例の分析

- (1) 母は、精神的、経済的な問題を抱えながらも、親族のサポートを受けて母子で生活していた。そのような中、子育て支援課、学校、スクールソーシャルワーカーは、母の養育状況を心配して支援しようとしたものの母の承諾が得られず、それ以上踏み込むことができないと考え、学校が子どもたちの様子を観察する対応とした。

母にとっては、親族のサポートを受けることや子育て支援課などから福祉施策の利用を勧められることについて、自分がきちんと子育てなどができていないと指摘されるように感じたことが考えられる。
- (2) 子どもたちが保育所に通っている間は、保育士は母と話す機会を作り、親子の状況を確認して母に助言するなど積極的に関わることができたが、就学後は、学校では、親から家庭に関する情報を得る機会が家庭訪問や保護者懇談会などに限られており、就学前後で関係機関の母に対する関わり方に変化が生じている。
- (3) 母が入院した医療機関は、親族のサポートがあれば生活できるだろうと考え、保健福祉センターなどの行政機関へつなぐ必要性を感じなかった。一方、子育て支援課は、母の入院情報を受け、母の病状を入手したうえで支援策を検討したいと考えたが、これまでの経験から、本人の同意がなければ医療機関から情報を入手することは困難だろうと判断し、医療機関に情報提供の依頼はしなかった。

また、医療機関にとって、法的に問題がない場合でも、本人の同意を得ずに他の機関へ患者の情報を伝えることは、医師と患者の信頼関係を考慮すると抵抗感があると考えられる。

- (4) 事件前に、母と父がけんかしたため父と会えなくなったと子どもたちが話していた、子どもたちが伯父の家に家出したというエピソードがあるものの、周囲は事件発生を予測することができなかった。

9 提言（今後の課題）

本事例については、母の精神状態が不安定で子どもたちへの適切な関わりが難しかったと考えられるものの、親族の支援を受けながら、子どもたちは大きな問題はなく学校生活を送っており、行政や学校が事件の発生を予測することは難しかったと思われる。しかしながら、検証作業を通じていくつかの課題が判明したので、よりいっそうの予防的措置を、福岡市に対して次のとおり提言する。

(1) 困難を抱えているにもかかわらず行政へ援助を求めない親への対応強化

養育困難な状態にもかかわらず、区保健福祉センターなどが支援策の利用を勧めても受け入れようとしない親に対して、どのような働きかけをすれば親は受け入れやすくなるのか検討を要する。親の精神状態が不安定な場合は、特に行政の支援が必要であるが、支援を受けるに至らない親は少なくなく、その対策が必要である。

平成22年5月に検証した心中未遂事例について同様の提言を行い、市は、職員研修による専門性向上や関係機関との連携などにより対応しているところであるが、有効な対策はなかなか見出しがたい状況である。

引き続き職員の専門性向上や関係機関の連携強化を進めるとともに、例えば、サポートする親族を行政が支援することにより、親族を介して親子の支援につながるような仕組みづくりを行うなど、さらなる対応の強化を図られたい。

(2) 就学後の要支援家庭への支援強化

保育所では、子どもの送迎時に、保育士が親に対して養育の助言をするなどきめ細かな支援を行っている。しかしながら、就学後は、学校、区保健福祉センター、こども総合相談センターなどが、支援を必要とする家庭（要支援家庭）の親を支援しているものの、日常的に親に関わりを持つことは少ないのが現状である。

そのため、市及び市教育委員会は、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の活用をはじめ、就学後に要支援家庭を日常的に支援するための方策を検討されたい。

(3) 医療機関との連携強化

厚生労働省の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等（第8次報告）」において、親子心中の動機は保護者自身の精神疾患、精神不安定が最も多いと報告されている。また、自殺未遂者の4割以上が過去に自殺未遂の経験を有するという調査結果がある（参考：「福岡市自殺対策総合計画」）。

親の自殺企図が子どもを道連れにする親子心中につながることは少なくないため、医療機関は親の自殺企図が子ども虐待のリスクの一つであることを認識して対応する必要がある。

そのため、医療機関が、自殺未遂を起こした親を行政の支援策につなげられるよう、また、保健福祉センターの照会に対して情報提供しやすくなるよう、市は、行政と医療機関の連携を強化する方策を検討されたい。

(4) 自殺予防の取り組みの推進

親子心中は、多くの場合、子どもは自分の死を予測することなく命が絶たれてしまう。

平成22年5月に検証した心中未遂事例について、「すべての子どもは固有の生きる権利を有しており、社会全体が子どもの生存及び発達が最大限確保されるべきことを認識するよう、繰り返し啓発を続けることが必要である」と提言した。

無理心中で死亡する子どもをなくすためには、親自身の自殺予防が必要である。

市においては「福岡市自殺対策総合計画」に基づき自殺対策に取り組んでいるところであり、さらなる効果的な自殺予防対策を進められたい。

(参考資料) 福岡市における検証体制

福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会

1 所管事項

(1) 児童虐待による死亡事例等の検証に関すること

死亡事例等が発生した場合に検証について市長からの諮問を受け、検証結果について答申を行う。

(2) 児童養護施設等入所児童の権利擁護に関すること

児童養護施設等における入所児童の権利擁護について、入所児童及び保護者等から寄せられた相談、通告に係る報告及び児童養護施設等の第三者評価の報告等を市から受け、必要に応じて専門的な意見を述べ、助言を行う。

2 委員名簿

(50音順)

安部 計彦	西南学院大学教授 (人間科学部社会福祉学科)
田中 里美	福岡県弁護士会代表 (平成24年 7月まで)
杉原 知佳	福岡県弁護士会代表 (平成24年 9月から)
○ 針塚 進	中村学園大学教授 (教育学部)
平田 伸子	帝京大学教授 (福岡医療技術学部)
森住 勝子	福岡市民生委員児童委員協議会副会長
山下 洋	九州大学病院特任講師 (精神科)

○ 部会長

3 審議経過

平成24年1月 10代3児傷害事例の検証

平成24年度第2回権利擁護等専門部会(平成24年5月22日)

(1) 事例発生の報告

平成24年度第3回権利擁護等専門部会(平成24年12月11日)

(1) 事実確認

(2) 検証協議

平成24年度第4回権利擁護等専門部会(平成25年2月8日)

(1) 事例概要補足説明

(2) 検証協議(事例の分析及び提言協議)

平成24年度第5回権利擁護等専門部会(平成25年3月14日)

(1) 提言協議

平成25年4月～5月

報告書のまとめ、最終確認

福岡市子ども未来局子ども部子ども家庭課
〒810-8620

福岡市中央区天神1-8-1

TEL 092-711-4238（直通）

FAX 092-733-5534

E-mail: katei.cb@city.fukuoka.lg.jp

「新・福岡市子ども総合計画」平成24,25年度の実施状況について

1 新・福岡市子ども総合計画(平成22年3月策定)について

【計画の枠組み】

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「次世代育成支援福岡市行動計画・後期計画」として位置づけている。

また、「福岡市 新・基本計画（総合計画）」及び「政策推進プラン（実施計画）」や、「新しいふくおかの教育計画」，「福岡市保健福祉総合計画」とも連携を図る。

(2) 計画期間

平成22年度から平成26年度まで

(3) 計画の対象

すべての子ども（おおむね18歳未満の児童）と子どもを育成し又は育成しようとする家庭，市民，事業者，行政，地域社会全体を含めた個人，団体（一部の施策においては，18歳以上の青年も対象）

【計画の基本理念】

(1) 基本目標

大人は，子どもの価値観を理解し，また，子どもは社会のルールを学び，大人と子ども，子ども同士や社会の中の様々な人々が支えあい，子どもが健やかに育ち，夢を描けるまちを社会全体でめざす。

(2) 基本的視点

- 子どもの権利の保障と主体性の醸成
- 地域社会での取組の推進
- 子どもを健やかに育む教育の推進
- 安心して生み育てられる環境づくりの推進

(3) 全体構成

総論と各論で構成し，各論では4つの目標を掲げている。

- 目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり
- 目標2 地域における子育ての支援と健全育成の環境づくり
- 目標3 子どもを健やかに育む学校教育の推進
- 目標4 安心して生み育てられる環境づくり

2 平成 24, 25 年度の主な取組内容

(◎新規, ○拡充)

目標 1 子どもの権利を尊重する社会づくり

(1) 子どもに関する相談体制の充実・強化

○こども総合相談センターの機能強化

＜H25＞児童福祉司 2 名, 児童心理司 1 名を増員し, 相談体制を強化

(2) 児童虐待防止対策の推進

○虐待防止等強化事業

＜H24, H25＞「福岡市子ども虐待防止活動推進委員会」が中心となって, 市民フォーラム, 街頭キャンペーン等の啓発活動を展開し, 関係団体・地域・市民が一丸となって虐待防止に向けた取組を強化

○母子保健における虐待防止等強化事業

＜H24＞母子保健嘱託助産師を 7 名増員するとともに, 乳幼児健診の問診内容を見直し, 児童虐待防止や発達障がいの早期発見等を強化

児童虐待予防のため, 産科医療機関と行政が連携した妊娠時期からの支援モデル事業を実施

乳幼児健診や母子訪問指導など様々な情報を一元管理するシステムを構築し, 母子保健事業の効率化を図るとともに, 児童相談システムと連携し乳幼児の虐待予防を強化

◎子育て休日・夜間サポート事業

＜H24＞虐待防止策強化に向けた, 休日・夜間の相談及び安全確認を行う体制の充実

＜H25＞児童家庭支援センターの設置

(3) 子どもに対する社会的養護体制の充実

○里親制度推進事業

＜H24＞里親対応専門員の増員を行い, 里親制度を拡充

[里親委託率: 27.9%(平成23年度末)→31.5%(平成24年度末)]

◎絆ファミリー開拓事業(校区里親)

＜H25＞短期間専任の里親を募集するとともに, DVD作成など積極的な広報活動により里親登録を促進

○ファミリーホーム事業

＜H24＞家庭的な環境のもと社会的養護を必要とする 5 人または 6 人の児童の養育を実施するファミリーホームを 1 箇所増設[8 箇所→9 箇所] ※1 箇所転出

＜H25＞新たに 3 箇所増設[9 箇所→12 箇所]

○児童養護体制の充実

＜H24＞児童養護施設等を退所した児童が共同生活を営む自立援助ホームを拡充

[1 箇所→2 箇所]

(4) 障がい児施策の充実

○療育体制の充実

＜H24＞東部療育センターの通園部門の定員を拡大

○特別支援学校放課後等支援事業

＜H24＞今津特別支援学校にて平日の事業終了後、学校から自宅付近までの送り及びおやつ提供を開始

◎発達障がい児放課後等支援事業

＜H24＞通常学級及び特別支援学級に通学する発達障がい児に、放課後等の活動の場を提供するとともに、保護者の就労とレスパイトの時間を確保〔2箇所〕

目標2 地域における子育ての支援と健全育成の環境づくり

(1) 地域で子どもを見守り・育むしくみづくり

○地域子ども育成事業(育みネット支援事業)

＜H24＞地域の大人の意識変革、子どもを育む活動の活性化やネットワークの再生に取り組み、子どもたちを健やかに育む環境づくりを推進する育みネット支援事業を新たに6校区において実施〔103校区→109校区〕

＜H25＞新たに3校区において実施〔109校区→112校区〕〔H25. 8. 31現在〕

◎こんにちは赤ちゃんお祝い事業

＜H24＞民生委員が赤ちゃんの誕生した家庭を訪問時に、新たに赤ちゃんの誕生のお祝いを配付

○留守家庭子ども会事業

＜H24＞新たに24校で4年生の通年受入を開始するとともに、全学年受入を67校に拡大

＜H25＞4年生の通年受入を全校で実施するとともに、全学年受入を91校に拡大

○放課後等の遊び場づくり事業

＜H24＞児童にとって身近で使い慣れた小学校施設を活用し、放課後等に自由に安心して、自発的に遊びや活動ができる場や機会づくりを推進する、放課後等の遊び場づくり事業を新たに17校において開設〔44→61校〕

＜H25＞新たに19校で開設予定〔61→80校〕

○「赤ちゃんの駅」事業

＜H24＞随時、施設の募集・登録を行った〔登録数：272施設〔平成25年3月末〕〕

(2) 様々な体験活動の充実と情報提供

○様々な体験活動の充実

＜H24＞少年科学文化会館の再整備について、基本構想を策定し、基本計画の検討に着手
中央児童会館について、官民協働による建て替えに着手し、事業者を公募

＜H25＞少年科学文化会館の再整備について、基本計画の中間報告を実施、引き続き、基本計画の策定に向けて検討

中央児童会館について、建て替えを行う優先交渉権者を決定

◎子ども・若者の育成、活動の場の充実

＜H24＞新たに、「ミニふくおか」、「中高生夢チャレンジ大学」を実施

◎子ども若者の自立、支援の促進

＜H24＞新たに農業体験を通して、子ども・若者のひきこもりなどからの立ち直り等を支援する「子ども・若者の活躍の場プロジェクト」を実施

＜H25＞地域の若者の居場所づくり支援事業を新たに開始

25周年を迎えるアジア太平洋子ども会議・イン福岡が実施する派遣事業の拡大に向けた支援

目標3 子どもを健やかに育む学校教育の推進

※主に「新しいふくおか教育計画」に基づいて推進

(1) たくましく生きる子どもの育成

(知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成)

◎国際交流・体験活動の推進

＜H24＞世界に羽ばたき行動する国際人の育成を目指して、コミュニケーション力（英語力）、行動力（チャレンジ精神）、発信力（伝え合う力）を育成

小学生：英語で様々な体験ができる「特設 英語村」を開設

中学生：福岡インターナショナルスクールへの体験入学

英語体験施設「釜山グローバルビレッジ」へ生徒約70名を派遣

＜H25＞「釜山グローバルビレッジ」へ生徒100名を派遣（私立中学校、附属中学校7名含む）

○生活習慣・学習等定着度調査の実施

＜H24＞学習内容の定着状況の把握や教育に関する継続的な検証改善サイクルの確立のため、小学校4・6年生及び中学校1・3年生を対象に本市独自の調査を実施

○道徳教育推進事業の実施

＜H25＞市内の小中学校23校をモデル校に指定し、学校・家庭・地域が一体となって、児童生徒の豊かな心を育む取組を実施

(不登校の子どもへの支援・いじめの未然防止の充実)

○スクールソーシャルワーカーの増員

＜H24＞スクールソーシャルワーカーを2名増員し、中学校区を活動範囲として小学校10校に配置し、教育と福祉の両面から児童生徒を援助する取組を強化

[8名→10名]

＜H25＞2名増員[10名→12名]

○いじめゼロプロジェクトの実施

＜H25＞児童生徒が主体的に企画・運営・参加する「いじめゼロサミット2013」を開催し、代表児童生徒によるシンポジウム、「福岡市いじめゼロ宣言」の採択などを通して、全市小中学校の児童生徒のいじめ撲滅に向けた意識を高める。また、広く市民を巻き込んでいじめ撲滅の機運を高め、いじめを生まない都市をめざす

○Q-Uアンケート(楽しい学校生活のためのアンケート)の拡大実施

＜H25＞よりよい人間関係づくりや集団づくりのため、すべての小学校6年生～中学校2年生を対象に年1回Q-Uアンケートを実施し、よりよい学級経営や、組織的な生徒指導に活用し、いじめ・不登校の未然防止・早期発見に努める

(特別支援教育の推進)

○特別支援教育支援員の増員

＜H24＞特別支援教育支援員を24名増員し、学校生活の介助や学習活動を支援

[96名→120名]

小学校・中学校に35人の学校生活支援ボランティアを配置

＜H25＞特別支援教育支援員を30名増員 [120名→150名]

(2) 教育環境づくりの推進

○学校規模適正化事業

＜H24＞舞鶴中ブロック：新設校の建設工事を実施

住吉中ブロック：住吉小、美野島小の統合

新設校の実施設計及び旧美野島小校舎の解体工事を完了

＜H25＞舞鶴中ブロック：新校舎建設工事を推進

住吉中ブロック：新校舎建設工事に着手

目標4 安心して生み育てられる環境づくり

(1) 保健医療の充実と子どもの健康づくり

○妊婦健診

＜H24＞検査項目に、クラミジア検査等を追加

○乳幼児健診

＜H24＞発達障がい等の早期発見等の観点から、乳幼児健診の問診項目を改正

(2) 多様な保育サービスの充実

○保育所整備の推進

＜H24＞新築・増改築・学校分園・家庭的保育事業など、様々な手法により1,400人分の整備を実施

＜H25＞新築・増改築・学校分園・認可外保育施設の認可化や家庭的保育事業の拡大など、様々な手法により、平成24年度に前倒しで決定した1,060人分の整備と併せて、平成25年度中に1,900人分の整備を推進

◎福岡市保育コンシェルジュの配置

＜H25＞ニーズに合った保育サービス等について情報提供・助言を行う「福岡市保育コンシェルジュ」を各区に配置

◎待機児童解消のため保育士の確保

＜H25＞保育士・保育所支援センターの開設等により、保育所が行う保育士の人材確保への取り組みや潜在保育士の就職を支援

◎一時預かり事業

＜H24＞保護者等が冠婚葬祭や通院，リフレッシュ等のために必要なときにその養育する児童を一時的に預かることで，乳幼児の保護者の子育てに関する不安感・負担感を軽減し，虐待防止と児童の健全育成を図る一時預かり事業を1箇所増設

[2箇所→3箇所]

○病児・病後児デイケア事業

＜H24＞保育園等へ通っている子どもが病気のと看で、保護者が仕事の都合などで看病できない場合に、病児デイケアルームで一時預かりを行う病児・病後児デイケア事業を2施設増設[14施設→16施設]

◎保健師の訪問指導等における外国語通訳委託

＜H25＞保健師の訪問指導等のときに，適切な保健指導及び相談対応を行うための電話を利用した通訳の実施

(3) ひとり親家庭への支援

○自立支援プログラム策定事業

＜H24＞母子福祉センターに専任のプログラム策定員を配置

○児童扶養手当

＜H25＞平成24年11月「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」成立，平成25年10月分から支給額を改定

(4) 子育て家庭への経済的な支援

○認可外保育施設児童支援事業

＜H24＞助成対象に児童の歯科健診に係る費用を追加

○子ども手当・児童手当

＜H24＞平成24年4月児童手当法改正，6月から所得制限(特例給付)の導入

(5) 子育てに対する意識改革

○子育て支援社会に向けた意識啓発

＜H24＞親の職場を見学する「子ども参観日」を市内の企業などに呼びかけ，45企業・団体が共働実施するとともに，経済誌へ掲載

本市におけるワーク・ライフ・バランスの推進を図るため，企業における“ダイバーシティ（多様性の受容）”の土壌づくりのための調査・研究を実施

[“「い～な」ふくおか・子ども週間♡” 協賛企業・団体数：915社 [H25.8.31]]

◎女性活躍企業応援事業

＜H25＞新たに女性の活躍を推進している企業における女性プロジェクトチーム等の活動を支援する事業を実施

目標事業量

項目	事業名	事業概要	24年度取組実績等	目標値達成状況				所管課
				指標	初期値 21年度末	24年度 実績	目標値	
							26年度	
目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり								
3 子どもに対する社会的養護体制の充実								
(1) 家庭的養護の推進								
	ファミリーホーム	児童虐待等による家庭での養育が困難な子どもを相当の経験を有する者等の住居（ファミリーホーム）において養育する。	8か所で実施（1か所増） 平成25年3月1日現在の措置児童数45名	設置数	2か所	8か所	7か所	こども未来局 こども家庭課
	児童家庭支援センター	地域に密着した相談・支援体制を強化するため、虐待や非行等の問題につき、児童、母子家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導及び児童相談所等との連携・連絡調整等を総合的に行う。	平成25年度設置に向け、事業予算化することができた。	設置数	—	—	2か所	こども未来局 こども家庭課
(2) 施設機能の強化								
	児童養護施設の耐震化	児童養護施設の耐震化を図る。	平成23年度児童養護施設「和白青松園」の耐震化（建て替え）完了	整備数	—		1か所	こども未来局 こども家庭課
(4) 自立支援策の強化								
	自立援助ホーム	児童養護施設等を退所した児童等に対し、共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活支援、生活指導及び就業の支援を行い、あわせて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行う。	平成24年4月1日から1か所増設し、2か所（定員11名）で実施。 平成25年3月1日現在、4名措置	設置数	1か所	2か所	2か所	こども未来局 こども家庭課
6 障がい児施策の充実								
(1) 障がい児福祉								
	療育センター整備	就学前の障がい児に対する総合的な療育を行う東部療育センターの整備を行う。	平成23年4月開所	整備数	1か所	—	2か所	こども未来局 こども発達支援課
目標2 地域における子育て支援と健全育成の環境づくり								
※「放課後等の遊び場づくり事業」及び「若者の居場所づくり事業」の目標事業量(平成26年度)については、平成24年度以降に設定する。								
1 地域で子どもを見守り・育むしくみづくり								
(1) 子育て支援のネットワークづくり								
	地域子ども育成事業（育みネット支援事業）	地域の子どもの育む力の回復をめざして、地域の大人の意識変革、子どもを育む活動の活性化やネットワークの再生に取り組み、子どもたちを健やかに育む環境づくりを推進する。	6校区が新たに育みネット支援事業の活用を開始した。 また、9校区が3年間の支援対象期間中であり、当該事業を活用することで、地域のネットワークの再生に取り組んでいる。	設置数（校区）	91校区	109校区	140校区	こども未来局 青少年健全育成課
(2) 地域における子育て家庭への支援と健全育成の取組								
	ファミリー・サポート・センター事業	地域において、育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人の会員組織をつくり、会員同士が助け合う相互援助活動を推進する。	会員の募集・登録、相互援助活動の調整、会員養成講習会や交流会の開催等を実施。 地域における相互援助活動の充実のため、会員数の増加に努め、会員数は増加となった。活動回数については、前年度に比し、大きく増加した。	会員数	5,402人	6,626人	7,200人	こども未来局 子育て支援課
	留守家庭子ども会	保護者や同居する親族などが、就労等の理由により、昼間家庭にいないことが常態で、小学校の授業終了後又は学校休業日に家庭において適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びと生活の場を提供し、指導員などの活動支援のもと、児童の健全な育成を図る。 【対象児童】 小学校1～3年生 （今後、6年生まで対象学年拡大予定） （障がい児は6年生まで）	・4月から新たに24校区において4年生の通年受け入れを実施。また、平成23年度に4年生の受け入れた24校区で5年生の通年受け入れを開始し、5年生を受け入れた67校で全学年の通年受け入れを開始。 ・要改善施設の整備（23カ所） ・留守家庭子どもクラブの実施（3カ所）	全学年が受け入れ可能な施設数	—	67校区	115校区 27年度 138校区	こども未来局 放課後こども育成課
	放課後等の遊び場づくり事業	児童の心身の健全な育成を図るため、放課後等に、自由に安心して、遊びや活動ができる場や機会づくりを、児童にとって身近で使い慣れた小学校施設を活用して推進する。	事業未実施校への働きかけを行い、校区の理解・協力を得られた校区から随時新規に開設を行った。	設置数	16か所	61か所	(25年度) 80か所 ※	こども未来局 放課後こども育成課
	「赤ちゃんの駅」事業	乳幼児親子が外出しやすい環境づくりを進めるとともに、地域社会全体で子育て家庭を支える意識の醸造を図ることを目的とする。 授乳やオムツ交換のスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、各施設はシンボルマークを掲示する。	赤ちゃんの駅の登録を行うとともに、既登録施設へのアフターフォロー（状況確認、掲示物配布）を充実させた。	設置数	188か所	272か所	300か所	こども未来局 子育て支援課
2 子どもの遊びや活動の場づくり								
(1) 乳幼児親子の遊びや活動の場づくり								
	地域子育て交流支援事業（子育て交流サロン）	地域全体で乳幼児の子育てを支援する体制づくりを行い、地域の見守りのもと、公民館等を活用して、乳幼児親子が気軽に集える「子育て交流サロン」の開設や運営を支援する。	地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりや「子育てサポーター」の養成・育成を行うとともに子育て交流サロン開設・運営支援を行った。	延べ参加者数	(20年度) 110,000人	88,015人	138,000人	こども未来局 子育て支援課
	子どもプラザ	乳幼児親子がいつでも気軽に集まり利用できる遊び場を常設し、情報交換・相談の場ができるとともに、地域の子育て交流サロンなどの子育て活動を支援する拠点として「子どもプラザ」を設置し、地域で孤立しがちな乳幼児の親の子育ての不安の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりを進める。	子どもプラザの管理・運営を行うとともに事業の充実を行った。	設置数	14か所	14か所	14か所	こども未来局 子育て支援課

項目	事業名	事業概要	24年度取組実績等	目標値達成状況				所管課
				指標	初期値 21年度末	24年度 実績	目標値	
							26年度	
(3) 若者の居場所づくり								
	若者の居場所づくり事業	若者が気軽に立ち寄り、自由な時間を過ごす中で、青年スタッフや若者同士で相談しあったり、体験活動ができることで、若者の自立心や社会性の醸成と健全な育成を図る。	非行や不登校傾向にある中高生を対象とした若者の居場所を運営するとともに、地域における居場所づくりの支援を行った。 ○若者の居場所の運営（南区大橋） ○地域で居場所を開設・運営する団体に対するノウハウの提供、財政的支援方法の検討 ○実践団体や開設予定団体、市民を集めたフォーラム・交流会の開催	設置数	1 か所	1 か所	(23年度) 1 か所 ※	こども未来局 青少年健全育成課
(4) 子どもの視点からの施設の整備・運営、(5) 自然に親しみ遊べる場の確保								
	公園再整備事業 身近な公園個性化事業	地域住民からより愛着を持って親しまれる公園を目指して、ワークショップ等住民参加型の手法を用いて身近な公園の新たな整備を進める。 また、共働によるまちづくりの視点に立ち地域住民が主体となって身近な公園の整備に関わることで、バリアフリー化や自由な公園利用など、多様な公園ニーズへの対応を図る。	自治協議会、町内会等にワークショップ等開催を呼びかけ、地域住民と一緒に公園整備を進めた。掲示板・回覧板などを通じ説明会の経過報告を行うとともに、PR も行った。 公園の整備計画案づくりにおいては、住民の意見を反映させるだけでなく、バリアフリーや公園の利用方法などについても幅広く提案を行った。	子どもが参加したワークショップの割合	58.0%	35.7%	80.0%	住宅都市局 みどり整備課
目標3 子どもを健やかに育む学校教育の推進								
1 保健医療の充実と子どもの健康づくり								
(1) 母親と子どもの健康づくり								
	「新体力テスト」の実施	児童生徒の体力の実態を把握し、体力向上に取り組むため、全国体力・運動能力調査の基礎データとなる「新体力テスト」（8 種目）の実施を推進する。	児童生徒の体力運動能力の向上を目指すため、新体力テストの実施率を高め、各校で体力課題に応じた組織的・継続的な取組を進めている。平成24年度は、小学3年生から中学3年生について、完全実施することができた。	完全実施率	(20年度)		(25年度)	教育委員会 学校指導課
				小学校	19.0%	34.0%	60.0%	
				中学校	81.0%	100.0%	90.0%	
6 教育環境の整備								
	学校施設の耐震対策事業	学校施設の耐震診断及び耐震改修の実施。	平成23年度を以て、学校施設の耐震化はすべて完了した。	耐震化率	(20年度) 65.0%	100.0%	(25年度) 100.0%	教育委員会施設課
	校務情報化推進事業	子どもと向き合う時間を確保するため、学校内外のネットワークの基盤強化を進め、教育総合オンラインシステム（仮称）の構築を図る。	教員用パソコン約1,000台を追加整備し、整備率100%を達成した。また、整備した情報基盤を最大限に活用する校務(教務)支援システムについて、平成25年度からのモデル校(5校)での実施に向け、調達仕様作成、業者選定、教員研修等を行った。	配置率	(20年度) 20.0%	100.0%	(24年度) 100.0%	教育委員会 学事課
目標4 安心して生み育てられる環境づくり								
1 保健医療の充実と子どもの健康づくり								
(1) 母親と子どもの健康づくり								
	乳幼児健康診査	4 か月児、1 歳6 か月児、3 歳児を対象に保健福祉センターで医師等による総合的健康診査を実施し、その結果に基づき保健指導を行う。また、10 か月児を対象に委託医療機関による健康診査を実施し、乳幼児の健康管理の向上を図る。	4 か月児健康診査 年240回 1 歳6 か月児健康診査 年228回 3 歳児健康診査 年240回 平成23年度に中央区で試行した新聞診票について、平成24年7月から全市で改正した。改正時には、従事する約200名のスタッフ全員への研修を実施した。	受診率	(20年度)		上昇	こども未来局 こども発達支援課
				4 か月児	98.3%	99.1%		
				1 歳6 か月児	95.3%	97.4%		
				3 歳児	94.0%	96.1%		
	母子巡回健康相談	母親の妊娠、出産、育児に関する不安や悩みを解消するとともに、子どもの健全育成を図るため、公民館などの市民の身近な場所で母子巡回健康相談を実施し、健康相談や「親子歯科保健教室」などの健康教育を行う。	母子巡回健康相談 年467回 19,932人	1 回平均相談者数	44.4人	42.7人	増加	こども未来局 こども発達支援課

項目	事業名	事業概要	24年度取組実績等	目標値達成状況				所管課
				指標	初期値 21年度末	24年度 実績	目標値	
							26年度	
2 多様な保育サービスの充実								
(1) 保育所整備の推進								
	保育所整備の推進	子育てと仕事の両立を支援するため、特に0歳から2歳児の受入児童数の拡大を図る等、待機児童数の解消に向けて保育所の整備を推進する。	既存施設の増改築や新築、学校の余裕教室を活用した分園整備、家庭的保育事業等の多様な手法により、1,400人分の定員増を達成した。	定員数	24,319人	27,664人	26,519人	こども未来局 保育課
(2) 多様な保育サービスの実施								
	延長保育	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育時間を延長し、もって乳幼児の福祉の増進を図る。	・平成24年度：181か所で実施 ・新規開設の保育園については、延長保育の実施を依頼している。 ・現在、ほとんどの園で延長保育を実施しているが、1時間延長の保育園が多いため、今後、長時間延長保育の拡充に向けて、取り組みを行っていく。	設置数	164か所	181か所	172か所	こども未来局 保育課
	一時預かり事業	保護者等が冠婚葬祭や通院、リフレッシュ等のために必要なときにその養育する児童を一時的に預かることで、乳幼児の保護者の子育てに関する不安感・負担感を軽減し、虐待防止と児童の健全育成を図る。	実施施設を1か所増やし、合計3か所で事業実施。	設置数	—	3か所	8か所	こども未来局 子育て支援課
	夜間保育	就労形態の多様化に伴い、保護者が夜間（概ね22時まで）に就労することにより、夜間に児童が保育に欠ける場合の保育需要に対応する。 基本の保育時間は、11時から22時までであり、前後にそれぞれ4時間の延長保育を行う。	・平成24年度：2か所で実施	設置数	2か所	2か所	2か所	こども未来局 保育課
	特定保育	短時間勤務や隔日の勤務など就労形態の多様化に対応するため、週2、3日程度または、午前か午後のみなど必要に応じて柔軟に対応できる保育サービスを提供する。	・平成24年度：4か所で実施 ・今後、拡充に向けた取り組みを行っていく。	設置数	3か所	4か所	7か所	こども未来局 保育課
	休日保育	就労形態の多様化に伴い、保護者が日曜・祝日等に就労することにより、児童が休日において保育に欠ける場合の保育需要に対応することにより、乳幼児の福祉の向上を図る。 事業の対象となる児童は、現に保育所に入所している児童で、入所している保育所が実施保育所、実施保育所以外の如何にかかわらず、保護者の就労等により、休日において保育に欠ける児童とする。	・平成24年度：4か所で実施 ・今後、拡充に向けた取り組みを行っていく。 ※平成25年4月より早良区の田隈保育所で実施	設置数	5か所	4か所	7か所	こども未来局 保育課
	病児・病後児デイケア事業	保育園等へ通っている子どもが病気のときで、保護者が仕事の都合などで看病できない場合に、病児デイケアルームで一時預かりを行う。		設置数	11か所	16か所	16か所	こども未来局 こども発達支援課
	子育て支援短期利用事業（子どもショートステイ）	保護者が病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもを、児童養護施設や乳児院で短期間預かる。	延べ利用児童数 229人 延べ利用日数 1,383日	設置数	5か所	5か所	8か所	こども未来局 こども家庭課
5 子育てに対する意識改革								
(2) 子育て支援社会に向けた意識啓発								
	企業のワーク・ライフ・バランス支援事業	企業が希望する日時・場所に講師を派遣する、企業向け出前型セミナー「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を実施するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する講演会を開催する。	○企業向け出前型セミナー「ワーク・ライフ・バランスセミナー」の実施 受講企業数 17社 244名 ○講演会「ワーク・ライフ・バランスセミナー」の開催 参加者 70名	企業向け出前型セミナー参加企業数	21	17	25	市民局 男女共同参画課
	“「い〜な」ふくおか子ども週間”協賛企業・団体数	すべての人が日ごろから子どもたちの健やかな成長を考えるきっかけとなる“「い〜な」ふくおか・子ども週間”の普及・拡大に努め、企業に対して、仕事と生活の調和がとれ、働く人が子育てしやすい職場の環境づくりの働きかけを行う。	親の職場を見学する「子ども参観日」を市内の企業などに呼びかけ、45企業・団体が共同実施した。 また、経済誌への掲載、地下鉄構内放送およびセミナーを実施した。	賛同数	732	900	1,500	こども未来局 総務企画課
6 子育てを支援する住まいづくり・まちづくり								
	都心部新婚・子育て世帯住まい支援事業対象者世帯の入居戸数	子育て支援及び都心部のコミュニティの活性化を図るため、都心部の公社借上特定優良賃貸住宅のストックを活用し、新規入居の新婚・子育て世帯を対象とした家賃助成による居住支援を推進する。	平成23年度に引き続き募集戸数240戸で実施。（平成25年度は募集戸数350戸で実施）	戸数	198	232	333以上	住宅都市局 住宅計画課
	道路のバリアフリー化の推進	妊婦、ベビーカー利用者や子ども、高齢者、障がい者など、誰もが安心して利用できるバリアフリー化された歩行空間の整備を促進する。	〔取組み〕 歩道の新設、段差解消、無電柱化の推進 〔実績〕 フラット化整備延長 L=16.9km	全歩道のうちフラット化された歩道の割合(%)	(21年度) 22.3% (325km)	(24年度) 26% (394.3km)	(28年度) 31% (493km)	道路下水道局 道路計画課
	通学路の歩車分離確保率	安全な歩行空間確保に向け、歩車分離取り組む。特に小学校から半径250m以内の通学路を重点的に行う。	〔取組み〕 通学路の歩道整備や路側帯のカラー化など 〔実績〕 通学路の歩車分離整備延長L=15.4km	割合	(21年度) 62% (192km)	(24年度) 76% (236km)	(28年度) 78% (240km)	道路下水道局 道路計画課
	体育施設へのキッズルーム設置	子育て世代の市民が、気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進するため、体育施設（体育館、プール）へキッズルーム（キッズコーナー）を設置する。	23年度事業終了（目標達成）	設置施設数	(18年度) 0か所	—	(23年度) 10か所	市民局 スポーツ振興課

成果指標

目標値達成状況						所管課
指標			初期値 ※21年度末	24年度 実 績	目 標 値	
					26年度	
子育て環境満足度			60.2%	60.0%	70.0%	こども未来局 総務企画課
※ 福岡市が子育てしやすいまちと感じる高校生以下の子を持つ保護者の割合						
未就学の子を持つ保護者			41.7%	59.1%	—	
小・中学生の子を持つ保護者			47.7%	63.1%	—	
高校生の子を持つ保護者			55.1%	55.6%	—	
目標 1	里親委託率		18.3% ※ 1	31.5%	25.0%	こども未来局 こども支援課
目標 2	子育てについて配偶者や親族以外で気軽に相談できる人が身近にいる人の割合		84.7%	—	90.0%	こども未来局 総務企画課
	地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合		52.3% ※ 1	61.7%	70.0% ※ 2	住宅都市局 みどり政策課
目標 3	国語や算数・数学がわかるという児童生徒の割合		71.4% ※ 1	73.1%	75.0% ※ 3	教育委員会 学校指導課
	「体力運動能力調査」の総合得点の状況（全国平均を50とする）					教育委員会 学校指導課
	小学校 5 年生 男子		48.9% ※ 1	49.9%	50.0% ※ 3	
	女子		47.8% ※ 1	48.9%	50.0% ※ 3	
	中学校 2 年生 男子		48.0% ※ 1	47.6%	50.0% ※ 3	
	女子		47.5% ※ 1	48.5%	50.0% ※ 3	
	学校のきまりを守っているという児童生徒の割合					教育委員会 学校指導課
	小学校		73.0% ※ 1	91.4%	90.0% ※ 3	
	中学校		70.6% ※ 1	91.8%	80.0% ※ 3	
	「自分には、よいところがあると思う」という児童生徒の割合					教育委員会 学校指導課
	小学校		75.3% ※ 1	70.3%	85.0% ※ 3	
	中学校		61.2% ※ 1	65.5%	70.0% ※ 3	
	「不登校児童生徒」の人数		1,263人	997人	885人 ※ 3	教育委員会 学校指導課
	子どもと向き合う時間が確保されているという教員の割合		44.0% ※ 1	—	60.0% ※ 3	教育委員会 学校指導課
目標 4	4 か月健診時のアンケート調査					こども未来局 こども発達支援課
	育児に心配があると答えた母親の割合		13.5% ※ 1	13.2%	減少	
	育児は疲れると答えた母親の割合		19.1% ※ 1	19.3%	減少	
	育児は楽しいと答えた母親の割合		87.6% ※ 1	88.5%	増加	
	保育所入所待機児童数		473人 ※ 4	695人 ※ 5	0人	こども未来局 保育課
	育児休業明けに希望する保育サービスをすぐ利用できた人の割合		84.3%		90.0%	こども未来局 総務企画課
	固定的性別役割分担に否定的な人の割合					市民局
男性		59.9% ※ 1	—	70.0% ※ 3		
女性		64.0% ※ 1	—	70.0% ※ 3		

※ 1 H20年度

※ 2 H27年度

※ 3 H25年度

※ 1 H20年度

※ 4 H22. 4. 1

※ 5 H25. 4. 1